（前のページより続き）
○漁業災害補償法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件の一部を改正する件（同四七三）
○漁業災害補償法第百二十五条の十二第四項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）において準用する同法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件の一部を改正する件（同四七四）
○漁業災害補償法施行規則第五十四条の二第二項第三号（同規則第七十一条の十九（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む）及び第七十一条第二項第二号（同規則第八十一条（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む）において準用する場合を含む）（これらの規定を同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき農林水産大臣の定める範囲を定める等の件の一部を改正する件（同四七五）
○漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき農林水産大臣が指定する漁業協同組合を指定する件の一部を改正する件（同四七六）
○肥料を登録した件（同四七七、四七八）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通二三六～二三八）
○道路に関する件（関東地方整備局八一）
○都市計画に関する件（近畿地方整備局六一～六四）
○道路に関する件（同六五、六六）
○道路に関する件（北海道開発局六六）
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局一二、一三）

〔国会事項〕

官庁事項

〔官庁報告〕

平成二十九年度輸入食品監視指導計画の公表について（厚生労働省）
太平洋広域漁業調整委員会指示（太平洋広域漁業調整委二六）
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（瀬戸内海広域漁業調整委二九）
国家試験
CBTによる平成二十八年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責関係
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分、地方職員共済組合定款の一部変更、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、公示送達、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係
会社その他
会社決算公告

府令・省令

内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　金田　勝年
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
（簡素な顧客管理を行うことが許容される取引） **第四条**　令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。 ［一～六　略］ 七　令第七条第一項第一号ツに掲げる取引のうち、次に掲げるもの ［イ・ロ　略］ ハ　電気、ガス又は水道水の料金（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者若しくは同項第九号に規定する一般送配電事業者、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者若しくは同条第六項に規定する一般ガス導管事業者、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法（昭	（簡素な顧客管理を行うことが許容される取引） **第四条**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　電気、ガス又は水道水の料金（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者若しくは同項第九号に規定する一般送配電事業者、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する一般ガス事業者、同条第四項に規定する簡易ガス事業者、同条第六項に規定するガス導管事業者若しくは同条第九項に規定する大口ガス事業者、水道法（昭和三十二年法律第